

就職および資格の取得について

◆就職について◆

学生の就職の相談に関しては、就職担当教員（教授 1 名）をおいています。

就職を希望する学生は、求人先より送付された資料（教務掛保管）や、本学キャリアサポートルーム利用による検討、あるいは特別実習のための配属分野の教授及び就職担当教員との相談などにより就職希望先を決定し、必要書類を整え就職希望先へ発送してください。

必要書類は求人先により異なりますが、履歴書、写真、健康診断書（京都大学発行のもの）などは要求されることが多いので、予め準備しておいてください。

◆教育職員免許状について◆

薬学部・薬学研究科開講科目の履修では教育職員免許状資格は与えられません。

◆薬剤師国家試験について◆

学校教育法が改正され（2004（平成 16）年 5 月 21 日公布）、大学の薬学教育制度及び薬剤師国家試験制度が変わりました。この制度は、2006（平成 18）年 4 月の入学生から適用になっています。

学校教育法の改正に伴い、薬剤師法も改正され（2004（平成 16）年 6 月 23 日公布）、薬剤師国家試験を受けることができるのは、6 年制学部・学科の卒業者とされています。

以下に、2011（平成 23）年度から実施されている新しい薬剤師国家試験について説明します。

「薬剤師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて医薬品の製造、調剤、供給に従事する者をいい公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務とします。

薬剤師の免許は、薬剤師国家試験に合格した者に対して与えられます。本学部卒業生及び卒業見込の者（薬学科）、薬科学科の学生も一定の要件を満たせば、試験に出願することができます（詳細は教務掛に問い合わせること）。

新たな薬剤師国家試験の出題区分、科目および出題数は以下のとおりです。

① 必須問題：薬学の全領域のうち、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠な基本的資質を確認する出題区分

② 一般問題：薬学の全領域のうち、医療の担い手である薬剤師が直面する一般的課題を解釈・解決するための資質を確認する出題区分

（②－1）薬学理論問題：薬剤師に必要な知識を中心に、技能・態度を含む薬学の理論に基づいて、薬剤師が直面する一般的課題を解釈するための資質を確認する出題区分

（②－2）薬学実践問題：医療の実務において直面する一般的課題を解決するための基礎力、実践力及び総合力を確認する出題区分

科目	問題区分			出題数
	必須問題	一般問題		
		薬学理論問題	薬学実践問題	
物理・化学・生物	15 問	30 問	15 問（複合）	60 問
衛生	10 問	20 問	10 問（複合）	40 問
薬理	15 問	15 問	10 問（複合）	40 問
薬剤	15 問	15 問	10 問（複合）	40 問
病態・薬物治療	15 問	15 問	10 問（複合）	40 問
法規・制度・倫理	10 問	10 問	10 問（複合）	30 問
実務	10 問	0 問	20 問＋65 問	95 問
出題数	90 問	105 問	150 問	345 問

（注）薬学実践問題は、「実務」20 問に加え、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合 問題 130 問とする。

なお、試験期日、試験地、試験科目等試験施行の詳細については、官報によって公告されます。

2025 年度の試験関係日程等(参考)

試験施行要領発表	8月29日
出願期間	1月5日～15日
試験期日	2月21日,2月22日
試験地	全国9ヶ所
試験合格者発表	3月25日

受験申請書類は大学で一括して厚生労働省に送付するので、所定期間内に薬学部教務掛で手続をしてください。なお、受験申請書類は次のとおりです(予定)。

受験願書	用紙は教務掛で交付する。 受験手数料は、6,800円分の収入印紙を試験願書に貼付し、納入すること。
卒業(見込)証明書	※教務掛で作成する。
写真	脱帽上半身像で出願前6カ月以内に撮影した写真(縦6cm、横4cm)を貼付すること。(裏面に氏名を記入)
写真用台紙(受験票)	用紙は教務掛で交付する。

【注意】

試験に合格した者には合格証書が授与されますが、それで直ちに薬剤師の免許を授与されたことにはなりません。薬剤師の免許を受けようとする者は所定の申請書類を住所地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければなりません。関係書類は受験票交付時に教務掛から交付の予定です。

◆薬剤師(学士(薬学))に関係のある主な資格・業務一覧表◆(参考)

I 薬剤師でなければならない業務

業務または資格	根拠法(所管)	免許等	条件等
1.調剤業務	薬剤師法19条(厚)		
2.薬局の管理者	医薬品医療機器等法7条(厚)		
3.一般販売業の管理者	医薬品医療機器等法24条(厚)		
4.医薬品製造販売業の総括製造販売責任者	医薬品医療機器等法17条(厚)		
5.医薬品製造業の管理者	医薬品医療機器等法17条(厚)		
6.学校薬剤師	学校保健法23条(文)		
7.保険薬剤師	健康保険法64条(厚)		

II 薬剤師であれば取得できる資格(業務)

業務または資格	根拠法(所管)	免許等	条件等
1.医薬部外品、化粧品又は医療機器製造販売業の総括製造販売責任者	医薬品医療機器等法17条、施行規則85条(厚)		
2.医薬部外品、化粧品又は医療機器製造所の責任技術者	医薬品医療機器等法17条、施行規則91条(厚)		
3.放射線取扱主任者	放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律34条(文)		国又都道府県の職員
4.毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物取締法8条(厚)		
5.薬事監視員	医薬品医療機器等法76条、施行令68条(厚)	知事免許	
6.食品衛生管理者	食品衛生法48条(厚)		

7.食品衛生監視員	食品衛生法 30 条、施行令 9 条(厚)		
8.麻薬管理者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条(厚)		
9.麻薬輸出業者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条(厚)		
10.麻薬元卸売業者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条(厚)		
11.麻薬卸売業者	麻薬及び向精神薬取締法 3 条(厚)		
12.向精神薬取扱責任者	麻薬及び向精神薬取締法 50 条の 20(厚)		
13.麻薬取締官(員)	麻薬及び向精神薬取締法施行令 10 条(厚)		
14.環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 20 条、 施行規則 16 条(厚)		

Ⅲ 薬剤師であればその資格取得に特別の考慮が払われる場合

業務または資格	根拠法(所管)	免許等	条件等
1.作業環境測定士 (第一種、第二種)	作業環境測定法 5 条、14 条、施行規則 17 条 (厚)	名簿登録	講習
2.公害防止管理者 (大気二種)	特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律 7 条、施行令 10 条、別表 3 (経)		講習
3.環境計量士(濃度関係)	計量法 122 条、施行規則 50 条、 51 条(経)	経済産業大臣 登録	
4.労働衛生コンサルタント受験資格	労働安全衛生法 83 条、労働安全衛生 コンサルタント規則 11 条(厚)	名簿登録	筆記試験科目 一部免除

Ⅳ 学校教育法に基づく大学等で薬学の正規の課程を修めて卒業した者の資格においてなることのできる資格 (業務)

業務または資格	根拠法(所管)	免許等	条件等
1.建築物環境衛生管理技術者	建築物における衛生的環境の確保に関する法 律 7 条、規則 6 条(厚)		1 年以上の実務経 験
2.臨床検査技師受験資格	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 15 条、施行令 20 条(厚)	名簿登録、 大臣免許	生理学検査及び採血に 関する科目の履修が必要
3.水道技術管理者	水道法 19 条、施行令 6 条(厚)		4 年以上の実務経験(但し講 習を受ければ有資格者と認め る)
4.配置販売業者	医薬品医療機器等法 30 条、施行令 52 条(厚)		
5.医薬部外品、化粧品又は医療器 具 の製造所の責任技術者	医薬品医療機器等法 17 条、施行規則 91 条 (厚)		
6.一般廃棄物処理施設又は産業 廃棄物処理施設の技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 21 条、規 則 17 条(厚)		大学履修科目に応じて一定 期間の実務経験を必要とする 講習、一定期間の 実務経験が必要 講習、実務経験
7.騒音関係、粉塵関係、振動関 係の公害防止管理者	特定工場における公害防止組織の整備 に関する法律 7 条 1 項 2 号、施行令 11 条 規則 11 条 2 項、別表第 2(経)		
8.公害防止主任管理者			
9.向精神薬取扱責任者	麻薬及び向精神薬取締法 50 条の 20、 施行令 6 条(厚)		

注 1) (厚)→厚生労働省、(文)→文部科学省、(農)→農林水産省、(経)→経済産業省

注 2) この表は『薬事衛生六法 学生版 2008 年版 (薬事日報社)』より抜粋したものである。